

財団法人 茨城県建築センター手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「財団法人茨城県建築センター確認検査業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、財団法人茨城県建築センター(以下「建築センター」という。)が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(建築物に関する確認、検査手数料)

第2条 業務規程第6条に規定する建築物に関する確認、完了検査及び中間検査の手数料の額は、申請一件につき別表第1に掲げるとおりとする。ただし、確認申請に建築基準法第6条の2第3項に規定する構造計算適合性判定を要する建築物を含む場合、別表第1に掲げる額に判定を要する建築物ごとに、別表第2の(ア)又は(イ)の区分に応じ別表第2に掲げる額を加えるものとする。

2 別表第1の床面積の合計は次の各号に定める面積について算定する。

- (1) 建築物を新築、増築又は改築する場合は当該申請に係る部分の床面積の合計
- (2) 建築物を移転、大規模な修繕、大規模な模様替又は用途変更を行う場合は当該申請に係る部分の床面積の合計の2分の1
- (3) 確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合は当該計画変更に係る床面積の合計の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する床面積の合計)

3 別表第2の建築物の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について建築物の計画の敷地内の建築物ごとに算定する。この場合において、当該建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に伝力を受えない構造方法のみで接しているときは当該建築物の部分をそれぞれ別の建築物とみなして算定する。

- (1) 建築物を建築する場合((2)及び(5)に掲げる場合を除く。)は、当該建築に係る部分の床面積
- (2) 確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築する場合((5)に掲げる場合を除く。)は、当該計画の変更に係る建築物の床面積
- (3) 建築物を大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合((4)に掲げる場合を除く。)は、当該建築物の床面積
- (4) 確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して当該建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合は、当該計画の変更に係る建築物の床面積
- (5) 建築物を増築する場合(確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して増築する場合を含む。)は、当該増築に係る部分の床面積に建築基準法第6条の2第3項の判定を求める必要がある当該建築物の既存部分の床面積を加えた床面積

(建築設備に関する確認、検査手数料)

第3条 業務規程第6条に規定する建築設備に関する確認、完了検査の手数料の額は、一の建築設備について、別表第3に掲げるとおりとする。

(工作物に関する確認、検査手数料)

第4条 業務規程第6条に規定する工作物に関する確認、完了検査の手数料の額は、一の工作物について、別表第4に掲げるとおりとする。

(手数料の減額)

第5条 建築センターは確認申請を引受ける場合、次に定める区分に応じ当該手数料を減額することができる。

- (1) 建築基準法施行規則(旧)別記第七十号様式又は建築センターがあらかじめ指定するソフトウェアを利用した電子データを記録したフロッピーディスク又はそれに替わる記録装置を添付した場合、当該手数料を1,000円減額することができる。
- (2) 型式適合認定書又は型式部材等製造者認証書を有する建築物(令第136条の2の11第1号に掲げる建築物の部分の写しが添えられている場合に限る。)の確認申請手数料及び完了検査手数料は、それぞれ1,000円減額することができる。
- (3) その他建築センターが認めた場合

(構造計算適合性判定手数料の返戻)

第6条 構造計算適合性判定を要する部分を含む建築物の計画について、建築センターが確認審査中で当該判定を受けるに至らない時点で申請者が取り下げを行う等建築センターが確認審査の終了までに判定の依頼を行わなかった場合において、当該判定に係る手数料相当額を申請者に返戻する。

(再交付手数料)

第7条 建築センターが確認済証、中間検査合格証、又は検査済証(以下「確認済証等」という。)を再交付する場合の手数料は、1通につき3,000円とする。

(証明手数料)

第8条 建築センターが交付した確認済証等の証明に要する手数料は、1件につき2,000円とする。

附則 この規程は、平成12年6月1日から施行する。

附則 この規程は、平成14年1月1日から施行する。

附則 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附則 この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成19年6月20日から施行する。

附則 この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1 建築物に関する申請手数料

(単位：円)

床面積の合計	建築確認	完了検査		中間検査
		中間検査なし	中間検査を行ったもの	
100 m ² 以内のもの	13,000	17,000	16,000	16,000
100 m ² を超え200 m ² 以内のもの	20,000	23,000	21,000	21,000
200 m ² を超え500 m ² 以内のもの	27,000	31,000	29,000	28,000
500 m ² を超え1,000 m ² 以内のもの	51,000	54,000	52,000	50,000
1,000 m ² を超え2,000 m ² 以内のもの	72,000	75,000	71,000	68,000
2,000 m ² を超え4,000 m ² 以内のもの	149,000	138,000	131,000	119,000
4,000 m ² を超え6,000 m ² 以内のもの	225,000	200,000	189,000	170,000
6,000 m ² を超え8,000 m ² 以内のもの	302,000	263,000	249,000	221,000
8,000 m ² を超え10,000 m ² 以内のもの	378,000	324,000	308,000	270,000
10,000 m ² を超え20,000 m ² 以内のもの	530,000	441,000	420,000	300,000
20,000 m ² を超え50,000 m ² 以内のもの	700,000	530,000	504,000	390,000
50,000 m ² を超え100,000 m ² 以内のもの	1,060,000	794,000	756,000	610,000
100,000 m ² を超え200,000 m ² 以内のもの	1,508,000	1,110,000	1,058,000	850,000
200,000 m ² を超えるもの	1,960,000	1,450,000	1,380,000	1,170,000

* 手数料の加算

確認申請が次の1又は2に該当する場合には、それぞれ手数料を加算する。

1. 構造計算書の添付を要する建築物（この場合において、当該建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは当該建築物の部分をそれぞれ別の建築物とみなして算定する。）

500m²以内 : 1の建築物につき10,000円

500m²を超えるもの: 1の建築物につき20,000円

2. 次の①～⑤の場合は、各々の定める手数料額（1,000円未満切捨て）

① 階避難安全検証法を用いた場合、当該階の床面積の合計に係る確認の申請手数料の10%

② 全館避難安全検証法を用いた場合、当該階の床面積の合計に係る確認の申請手数料の10%

③ 耐火性能検証法を用いた場合、当該階の床面積の合計に係る確認の申請手数料の10%

④ 防火区画検証法を用いた場合、当該階の床面積の合計に係る確認の申請手数料の10%

⑤ 天空率を用いた場合、申請建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の20%

* 確認申請に構造計算適合性判定を要する建築物を含む場合は、判定を要する建築物ごとに別表第2に定める額を合計した額を加算する。

別表第2 構造計算適合性判定に要する額

(単位：円)

建築物の床面積の合計	(ア) 国土交通大臣の認定を受けたプログラムによって行われたもの	(イ) (ア) 以外の方法によって行われたもの
1,000㎡以内	110,000	159,000
1,000㎡を超え2,000㎡以内	137,000	212,000
2,000㎡を超え10,000㎡以内	150,000	243,000
10,000㎡を超え50,000㎡以内	190,000	321,000
50,000㎡を超えるもの	322,000	590,000

別表第3 建築設備に関する申請手数料

(単位：円)

設 備	一の建築設備あたりの手数料の額	
	確認申請	完了検査申請
昇 降 機 (ホームエレベータを除く)	18,000	22,000
ホームエレベータ	12,000	15,000

別表第4 工作物に関する申請手数料

(単位：円)

工 作 物	一の工作物あたりの手数料の額	
	確認申請	完了検査申請
令138条第1項に掲げるもの	12,000	15,000